

# 青森県報

第四千三百九十一号

平成二十九年  
十二月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

○ 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉課) ……一

○ 道路の区域の変更……………(道路課) ……一

○ 道路の供用の開始……………(同) ……二

### 公告

○ 建設業者の許可の取消し……………(西北地域民局) ……二

## 告 示

### 青森県告示第八百八十一号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	
県 道			差波新井田 線	八戸市大字十日市字松ヶ崎一の一から 八戸市大字十日市字赤御堂五の一まで	
後	前	変更の 前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
九・一〇メートルから 一一・八〇メートルまで	七・八〇メートルから 九・一〇メートルまで			五五・四〇メートル	

一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇 〇三六	平成 二九・二・二三	白鷗会 医療法人	青森市大 沢田五の字	まちだ ホームサ ービス	青森市大 沢田四八 の字一〇	平成 二九・三・二五	訪問介護
〇二五〇〇 〇三七	〃	白鷗会 医療法人	青森市大 沢田五の字	まちだ ホームサ ービス	青森市大 沢田四八 の字一〇	〃	居宅介護

### 青森県告示第八百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年一月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年一月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道差波新井田線	八戸市大字十日市字松ヶ崎一の一から八戸市大字十日市字赤御堂五の一まで	平成二九・三・三三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 齋勝建設株式会社
- 二 代表者の氏名 齋藤彰浩
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字早蕨九八の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二九）第一二二四号
- 五 取消年月日 平成二十九年十二月四日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------